

神戸大学大学院海事科学研究科 安全保障輸出管理に係る確認書の提出について

論文発表会では、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき、研究内容が輸出規制技術に該当しないかの確認が必要となります。非公知の技術が含まれる場合、発表参加者に法律上の制限がかかる可能性があるためです。

必ず指導教員と相談の上、研究内容が輸出規制技術に該当しないか確認を行ってください。その際、経済産業省ウェブサイトの「貨物・技術のマトリクス表」を必ず参照し、精査したうえで「神戸大学大学院海事科学研究科 安全保障輸出管理に係る確認書」に記入し、提出してください。

（参考）

経済産業省 HP「貨物・技術のマトリクス表」

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

上述した HP 内「貨物・技術の合体マトリクス表（Excel）」

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/gattai_matrix_20260214.xlsx

※指導教員と相談の上、作成すること。

神戸大学大学院海事科学研究科 安全保障輸出管理に係る確認書

私が海事科学研究科博士課程（前期課程・後期課程）論文発表会において発表する内容にリスト規制該当技術（別添資料参照）が、

- ☐ 1. 含まれない。
- ☐ 2. 含まれるが公知化済である。
公知した学会等の名称（ ）
上記学会等の年月日（ ）
*論文発表会までに公知化見込みの場合もこれに該当する
- ☐ 3. 含まれるが論文発表の時点では非公知である。
このため、私の発表については、特定類型に該当している者の参加は、許可しません。
(該当するリスト規制品目及び仕様)
*紙面に収まらない場合別紙を用いても構わない。
品目：
仕様：

年 月 日

学籍番号：

所 属：

氏 名：